

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月22日

【会社名】 サンフロンティア不動産株式会社

【英訳名】 Sun Frontier Fudousan Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 齋藤 清一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号

【電話番号】 03(5521)1301

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部長 平原 健志

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号

【電話番号】 03(5521)1301

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部長 平原 健志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2022年6月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月21日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 23円00銭 総額1,121,373,188円

効力発生日

2022年6月22日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

資本政策および配当政策を機動的に行うため、剰余金の配当等を取締役会の決議によっても行うことができる旨の規定を新設するものであります。（定款第36条）

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるものとし、また、現行の株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供の規定の削除及びこれらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。（定款第16条及び附則）

その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

監査等委員でない取締役として、堀口智顕、齋藤清一、中村泉、山田康志、二宮光広、本田賢二、大久保和孝及び浅井恵一を選任するものであります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、富永伸一、田中英隆及び村田恒子を選任するものであります。

#### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、土屋文男を選任するものであります。

#### 第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されたことに伴い、監査等委員でない取締役の報酬等の額について、総額を年額360百万円以内（うち社外取締役分は360百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とするものであります。

#### 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されたことに伴い、監査等委員である取締役の報酬の額について、総額を年額360百万円以内とするものであります。

#### 第8号議案 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されたことに伴い、監査等委員でない取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第6号議案「監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件」に係る報酬等の枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する又は譲渡制限付株式を報酬等として付与するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項   | 賛成数<br>(個) | 反対数<br>(個) | 棄権数<br>(個) | 可決要件  | 決議の結果及び<br>賛成(反対)割合<br>(%) |
|--|------------|------------|------------|-------|----------------------------|
| 第1号議案<br>剰余金処分の件   | 406,581    | 514        | 0          | (注) 1 | 可決 98.86                   |
| 第2号議案<br>定款一部変更の件  | 391,251    | 15,844     | 0          | (注) 2 | 可決 95.13                   |
| 第3号議案<br>監査等委員でない取締役8名選任の件                               |            |            |            |       |                            |
| 堀口 智顕  | 395,245    | 11,849     | 0          | (注) 3 | 可決 96.10                   |
| 齋藤 清一  | 397,431    | 9,663      | 0          |       | 可決 96.64                   |
| 中村 泉   | 403,032    | 4,063      | 0          |       | 可決 98.00                   |
| 山田 康志  | 403,059    | 4,036      | 0          |       | 可決 98.00                   |
| 二宮 光広  | 403,060    | 4,035      | 0          |       | 可決 98.00                   |
| 本田 賢二  | 403,060    | 4,035      | 0          |       | 可決 98.00                   |
| 大久保 和孝   | 375,609    | 31,484     | 0          |       | 可決 91.33                   |
| 浅井 恵一  | 404,917    | 2,178      | 0          |       | 可決 98.46                   |
| 第4号議案<br>監査等委員である取締役3名選任の件                               |            |            |            |       |                            |
| 富永 伸一  | 401,263    | 5,831      | 0          | (注) 3 | 可決 97.57                   |
| 田中 英隆  | 362,601    | 44,493     | 0          |       | 可決 88.17                   |
| 村田 恒子  | 404,907    | 2,188      | 0          |       | 可決 98.45                   |
| 第5号議案<br>補欠の監査等委員である取締役1名選任の件                            |            |            |            | (注) 3 |                            |
| 土屋 文男  | 336,390    | 70,704     | 0          |       | 可決 81.79                   |
| 第6号議案<br>監査等委員でない取締役の報酬等の額決定の件                           | 402,643    | 2,893      | 3          | (注) 1 | 可決 97.90                   |
| 第7号議案<br>監査等委員である取締役の報酬額決定の件                             | 402,617    | 2,919      | 3          | (注) 1 | 可決 97.90                   |
| 第8号議案<br>監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の決定の件 | 400,459    | 6,636      | 0          | (注) 1 | 可決 97.37                   |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。